

永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町条例第3号

永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例

永平寺町介護保険条例(平成18年永平寺町条例第108号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「38,400円」を「34,950円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「48,000円」を「52,610円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「57,600円」を「53,000円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に改め、同項第6号中「次のいずれかに該当する者」を「令第38条第1項第6号に掲げる者」に改め、同号イ及びロを削り、同項第7号中「次のいずれかに該当する者」を「令第38条第1項第7号に掲げる者」に改め、同号イ及びロを削り、同項第8号中「次のいずれかに該当する者」を「令第38条第1項第8号に掲げる者」に改め、同号イ及びロを削り、同項第9号中「次のいずれかに該当する者」を「令第38条第1項第9号に掲げる者」に改め、同号イ及びロを削り、同項第10号を次のように改める。

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 145,920円

第3条第1項に次の3号を加える。

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 161,280円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 176,640円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 184,320円

第3条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,890円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,890円」とあるのは、「37,250円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,890円」とあるのは、「52,610円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の永平寺町介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。